

# 令和8年度愛媛県人口減少対策調査研究等業務 委託仕様書

## 1 趣旨

本県では、令和4年度に「人口減少対策重点戦略」（以下、重点戦略）を策定し、長期目標：2060年の人口100万人の確保、短期目標：2026年に「転出超過の解消」「出生数8,500人」の目標達成に総力を挙げているが、いずれも達成困難となっている。

こうした現状を受け、本年1月に最新の統計値を基に推計した2060年の人口が65万人台となる将来人口を公表し、危機感の共有を図るとともに、暮らしの安定と産業の活力を維持するため、生産年齢人口が高齢者人口を上回る状態を将来にわたって維持することを前提に「若者の転出超過を段階的に半減」「合計特殊出生率をできる限り希望出生率（1.50）に近づける」ことを目指す新たな目標を掲げたところ。

目標達成には、従来の自然減・社会減対策に加え、「生産性と稼ぐ力の向上」「県外活力の誘引」「生活インフラの維持」など、本県が将来に希望を持ち続けられる地域となる土台作りが重要となる。

令和8年度が重点戦略の短期目標の達成年次、愛媛県デジタル田園都市構想総合戦略と統合した愛媛県総合計画（以下、総合計画）の終期など、人口減少対策の大きな節目となる中、本調査・研究を通じて、人口減少対策に直接的な効果が見込まれる対策に加え、地域経済の活性化をはじめとした未来の成長の糧となる取組につながる施策提言等を求める。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 業務の内容

### （1）本県の人口減少の現状を踏まえた施策提言

上記1に記載の本県が定めた新たな目標の達成に向けた具体的な施策の提言。

#### 【求める提言（案）】

- ・省人化やデジタル化などによる生産性・稼ぐ力の向上、観光やスポーツ・文化、食の魅力など、県内の多様な資源を生かした県外活力の誘引等により、人口減少が進む中でも県内経済の伸び代を探り、活力の創出につながる提言
- ・人口減少がもたらす地域経済、地域生活、公共交通機関、地域医療への影響等を分析し、その状況を示しつつ、暮らしの安定を図るための方向性につながる提言
- ・上記によって生み出される暮らしの安定と活力の創出を土台とした「若者の定着・増加」「婚姻件数の増加」「世帯の子ども数の増加」につながる提言

※本県が令和8年1月に公表した「将来人口の再推計結果と人口減少対策の方向性」を踏まえた提言とすること

※令和8年9月頃までに中間報告を行うこと

(2) 提言に必要なアンケートや追加調査の実施

上記3(1)の検討にあたり、必要となるアンケートや追加調査を実施すること。なお、内容の検討にあたっては、必要に応じて県と協議・調整すること。

(3) 令和7年国勢調査結果を踏まえた将来人口の推計

令和7年国勢調査結果の確定値等に基づき県内の市町別将来人口について、推計すること。推計にあたっては、学識経験者等の専門家からの意見を聴取し実施すること。

※具体的な推計方法や学識経験者等の専門家の選定については、県と協議・調整の上、決定すること。

※市町別・年齢3区分別のほか、地域別（東中南予別）単位での集計も行うこと。

(4) 人口減少対策の新たな目標達成につながる講演会等の開催

①事業内容

専門家を講師に、次の内容で県職員と企業経営者等を対象とした講演会の開催

②開催要件

ア 開催時期：契約日から令和9年3月31日まで

※できる限り、令和8年9月30日までに開催すること。

イ 開催回数：1.5h程度×1回（想定）

ウ 開催場所：愛媛県庁第二別館に整備された官民共創拠点「E:N BASE」

※参加者の状況などにより必要に応じてその他の会場や、オンライン環境（Zoom、Webex Meetings、Microsoft Teams など）を確保すること。

エ 対象者：県職員、企業経営者、団体トップ等

オ 募集人員：100人程度（想定）

※会場に参集しての開催を前提とすること。

カ 内容：以下を基に実施内容を提案すること

テーマ：・生産年齢人口が減少する中での生産性向上の重要性

・AIの実用化・デジタル化が進展する中、産業構造の変化を踏まえた地方の進むべき道

③委託内容

ア 開催準備

a 県担当者との打ち合わせ

b 事業計画の作成

c 会場及び当日スタッフ手配

d 講師等の選定及び派遣手配（謝金、旅費の支払も含む。）

e 当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）の作成・印刷

f 運営備品の調達

- g 備品の輸送及び終了時の返送
- イ 参加者の募集
  - a 企業への周知、チラシやインターネット等による広報・募集
  - b 参加者の受付、決定及び連絡
- ウ 当日準備及び運営
  - a 会場設営
  - b 受付（欠席者への対応を含む。）
  - c 全体進行、管理（運営責任者の手配）
  - d その他進行管理等開催に係る一切の業務

#### 4 事業計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 本事業は、県が策定する次期総合計画の参考とするため、受託者からの提出資料を県関係部署及び計画策定に携わる関係団体（民間団体）へ提供する場合がある。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (5) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (6) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

#### 5 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

#### 6 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、県での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できな

いものとする。

- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 県は本仕様書により作成された成果物を公表することができる。この公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

## 7 情報セキュリティの確保

- (1) 個人情報の取扱いに係るセキュリティ体制に万全を期すこと。
- (2) 関係者以外が業務スペースに出入りすることがないように、入室管理体制を図ること。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。